



土地改良事業に伴い、「農振除外」が制限されます。

土地改良事業による受益地に制限がかかります。これは、農業振興地域の整備に関する法律、同法施行令の規定及び国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」が改正されたため、土地改良事業の受益地については、事業着手から事業の完了した年度の翌年度以降 8 年間を経過するまでは、原則農振除外の手続きが行えなくなりました。

ただし、農業用施設及び、農家住宅等を建築する場合は、計画を変更できる場合があります。

これが、基本となる土地改良事業の農振除外手続きですが、圃場整備事業や暗渠排水事業など直接農地そのものに補助事業費を投下された場合は、8 年といった制限があるのは仕方ないが、揚水機場などの維持管理や土地改良事業により河川を整備したり維持管理事業をしたりする場合さらに8年の制限が負荷されるのか疑問が残ります。

特に、土地改良事業で実施される河川改修に対しこの8年の制限がかかったり、かからなかったりする事例もあり不適切な事項としか言えません、また、こうした河川については、一級河川や準用河川の適合がとれないため、補助金目当てに事業経過や実態を十分に内部検討や受益者に対し説明、協議しないままに事業を推進し該当する受益地の皆さんが該当しない方の流域外に協力し整備をされたにもかかわらず農振除外の規制をかけられる判断は妥当ではないと考えます。

さらに、少子高齢化により 8 年の制限がかかると土地活用が出来ず、獣害や米価が下がり、維持管理費の高騰により水利費等が払えず放置農地が増加している現状で、今後土地改良区の維持にも影響すると推測され、新たな土地利用の検討が必要な状態です。

よって、農地の保全等に直接影響の無い事業について国をはじめ関係機関に対し、規制の一部撤廃・改正を働きかけるようお願いいたします。

【対象事業等について】

1. 国営、県営、団体営かんがい排水事業（用水・ポンプ施設維持改修）。
2. 土地改良河川の維持管理事業、改修事業、防災事業
3. 土地改良河川で整備された河川でも都市化や市街地の形成インフラ整備等の状況から河川機能から都市河川として維持管理されているケースがあることなどから河川の整備は、市長の判断の明確化と同意前に十分に地権者や周辺の関係者に協議をおこない判断することの通達を各市町村に明確にすること。
4. 転用決済金の意義について再考すること。